

臓器移植の実施状況

①臓器移植法の施行後の実施状況

(平成9年10月16日から、平成21年3月31日まで)

脳死判定事例 ……82例

うち、臓器提供事例 ……81例(注)

(注) 第8例目については、法的脳死判定が行われ法的に脳死と判定されたが、医学的理由により、臓器の摘出が行われなかったため、臓器提供者数には含まれていない。

	臓器提供者数(注1)		移植実施件数(注1)		待機患者数 (注2)
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	14名 (65名)	14名 (65名)	14件 (65件)	14件 ※1(65件)	128名
肺	14名 (51名)	14名 (51名)	19件 (59件)	19件 ※1(59件)	111名
肝臓	15名 (59名)	15名 (59名)	15件 (63件)	15件 (63件)	239名
腎臓	123名 (1,041名)	15名 (73名)	229件 (1,914件)	※2 30件 (143件)	11,940名
膵臓	14名 (59名)	14名 (57名)	14件 (59件)	※2 14件 (57件)	160名
小腸	1名 (4名)	1名 (4名)	1件 (4件)	1件 (4件)	1名
眼球(角膜)	1,010名 (10,944名)	8名 (29名)	1,634件 (17,762件)	15件 (57件)	2,769名

(注1) 数字は、平成20年度の実績。ただし括弧内は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から平成21年3月31日まで(眼球(角膜)については平成21年3月31日まで)の累計。

(注2) 移植待機患者数は平成21年3月31日(眼球(角膜)については平成21年3月31日)現在数。

※1 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は累計で1件(平成20年度(脳死下のみ))。

※2 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は平成20年度で10件(脳死下のみ)、累計で47件(うち脳死下は45件)。

臓器移植に関する普及啓発の状況

1 臓器提供意思表示カード等の配布状況

○ 臓器提供意思表示カード

約 1 億 2, 0 6 9 万枚を配布 (1997 年 10 月 16 日～2009 年 3 月末)

○ 臓器提供意思表示シール

約 3, 9 3 0 万枚を配布 (1999 年 1 月～2009 年 3 月末)

2 被保険者証の余白の使用について

- 平成 15 年より、被保険者証の余白を、各保険者の判断により、臓器提供の意思表示の記入欄とする等、適宜使用して差し支えないこととされた。

3 臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレットについて

- 平成 16 年度より、移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学校 3 年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校等に送付している。

4 公共広告機構 (A C) を活用した普及啓発について

- 平成 17 年度より、公共広告機構 (A C) の協力を得て臓器移植に関する CM やポスター掲示などを行っている。

5 臓器提供意思登録システムについて

- 平成 19 年 3 月より、臓器移植意思登録システムが稼働し、インターネット上で意思登録が可能となった。

臓器移植法の改正について

平成 4 年 1 月 臨時脳死及び臓器移植調査会答申

平成 9 年 6 月 臓器の移植に関する法律（現行法）成立

※ 法施行後 3 年を目処として制度全般についての検討を行うこととする規定が置かれている。

10 月 同法施行

※ 施行からこれまでの間（平成 21 年 6 月現在）、脳死下での臓器提供は 81 件と少なく、また、15 歳未満の者からの臓器提供が認められていない。

平成 17 年 8 月 与党有志議員により、臓器移植法改正案（A 案、B 案）衆議院に提出（平成 18 年 3 月再提出）

平成 19 年 12 月 野党有志議員により、臓器移植法改正案（C 案）衆議院に提出

※ 平成 20 年 5 月に国際移植学会が死体ドナーを自国で増やし、自国での臓器移植を増やすことを呼びかけること等を内容とする宣言（イスタンブール宣言）をまとめる。

※ WHO も平成 21 年 5 月の総会で指針を改正し、臓器売買や渡航移植（移植ツーリズム）への対応について議論を行う予定であった。（新型インフルエンザの影響により平成 22 年 5 月以降に延期）

平成 21 年 5 月 与野党有志議員により、臓器移植法改正案（D 案）衆議院に提出
6 月 衆議院厚生労働委員会での審議（2 回）を経て、衆議院本会議に中間報告及び討論

衆議院本会議において、採決が実施され、A 案が可決（18 日）

野党有志議員により、新たな改正案が参議院に提出

7 月 与野党有志議員により、修正 A 案が参議院に提出

参議院厚生労働委員会での審議（2 回）を経て、参議院本会議に中間報告及び討論

参議院本会議において、採決が実施され、A 案が可決・成立（13 日）

公布（17 日）

*（施行期日）

公布の日から起算して 1 年を経過した日（平成 22 年 7 月 17 日）から施行。ただし、親族への優先提供の意思表示に係る部分については、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 22 年 1 月 17 日）から施行。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

	現行法	改正法	施行日
親族に対する優先提供	○当面見合わせる（ガイドライン）	○臓器の優先提供を認める	平成 22 年 1 月 17 日
脳死判定・ 臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと （現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をして いない場合）であり、家族の書面による承 諾があること	平成 22 年 7 月 17 日
小児の取扱い	○15 歳以上の者の意思表示を有効とする （ガイドライン）	○年齢に関わりなし	
被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提 供されることのないよう適切に対応	
普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能 にする等の施策	

改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について（案）

平成21年9月15日
疾病対策課 臓器移植対策室

1. 検討課題

I. 親族への優先提供に関する課題

- 1 親族の範囲について
- 2 親族への優先提供意思の取扱いについて
- 3 あっせん手続きについて

II. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15歳未満の者による拒否の意思表示について

III. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

IV. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

V. その他

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
- 2 臓器移植に係る体制整備について

等

2. 検討体制（別紙参照）

- これまで、臓器移植法の施行に必要な事項は、以下の体制で検討を実施。
 - ① 重要事項に関しては、厚生労働省（事務局）からの諮問等に応じ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で審議
 - ② ①の審議に当たり、専門的な観点からの検討が必要な事項については、事務局において「作業班」の意見を聴きつつ検討課題等を作成
 - ③ また、医学的な知見の収集等が必要な事項には、厚生労働科学研究も活用
- 改正法の施行に向けた検討についても、親族への優先提供、小児からの臓器提供、児童虐待の確認等、専門的な検討が必要となるため、上記の体制で検討を行うこととしてはどうか。

3. 改正法の施行に向けたスケジュール

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）であるが、親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）である。

このため、当面は親族優先提供に係る事項について、作業班からの報告等を踏まえて審議し、その後、残された論点について、順次検討してはどうか。

平成21年

7月17日 改正法の公布
9月～ 検討

臓器移植委員会（月1回程度）
各作業班（適宜）
厚生労働科学研究班

パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正

平成22年

1月17日 改正法一部施行（親族優先提供）
検討

臓器移植委員会（月1回程度）
各作業班（適宜）
厚生労働科学研究班

パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正
7月17日 改正法の全面施行

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討体制

別紙

主な検討課題

I 親族への優先提供(H22.1.17施行)

- 親族の範囲について
- 親族への優先提供意思の取扱いについて
- あっせん手続きについて

II 小児からの臓器提供(H22.7.17施行)

- 小児の脳死判定基準等について
- 被虐待児の取扱いについて
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について

III 本人意思が不明の場合(I IIに於いて、H22.1.17又はH22.7.17施行)

- 意思表示していないことの確認について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

IV 普及啓発等(I IIに於いて、H22.1.17又はH22.7.17施行)

- 臓器提供意思表示カードについて
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 普及啓発の内容について

V その他(I IIに於いて、H22.1.17又はH22.7.17施行)

- ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 臓器移植に係る体制整備について

専門的な検討を行う体制の整備

検討体制

意思表示等に関する作業班(仮称)

- 親族の範囲について
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等

普及啓発等に関する作業班(仮称)

- ドナーカードの様式について
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の方法について 等

臓器毎による作業班

- 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について

厚生労働科学研究 研究班

- 小児の脳死判定基準について
 - 臓器提供施設の体制整備について 等
(脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
- 研究代表者: 貫井英明先生
研究分担者: 横田裕行先生、山田不二子先生
畑澤順先生
研究期間: 平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ